諮問庁:防衛大臣

諮問日:令和3年12月9日(令和3年(行情)諮問第549号) 答申日:令和4年5月26日(令和4年度(行情)答申第35号)

事件名:「陸自教範3-03-05-01-29-0 体育訓練 別冊」の一

部開示決定に関する件

# 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書 2 (以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年8月3日付け防官文第135 60号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行っ た一部開示決定(以下「原処分」という。)を取り消し、不開示とした部 分を開示するとの裁決を求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、 おおむね以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、原処分において、開示する行政文書中「本件対象文書」の 一部について、個人に関する情報であり、これを公にすることにより、 特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあ ることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
- (2) 当該情報はモデルの顔写真部分と推測できるが、顔の向き等によっては不開示とされていない部分も多く、これによって特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえない。審査請求人が処分庁に開示請求を行い、過去に全部開示された陸自教範では、モデルの顔写真は不開示となっておらず、類似の情報が開示されていることから、当該情報は慣行として公にされている情報と解することができ、法5条1号ただし書イに該当する。また、当該情報の個人が隊員であるかは所属氏名等の情報が記載されていないため不明であるが、教範の作成に係る職務遂行上の情報であり、法5条1号ただし書ハに該当する。したがって、これらの情報は法5条1号の個人に関する情報には該当しない。
- (3)よって、原処分には理由がなく違法であるから、原処分を取り消し、

不開示とした部分を開示するとの裁決を求める。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「陸上自衛隊教範「体育訓練」」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙に掲げる文書1及び本件対象文書を特定し、令和3年8月3日付け防官文第13560号により、法5条1号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、おおむね上記第2の2(2)のとおり主張し、原処分を取り消し、不開示とした部分の開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年12月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月23日 審議
- ④ 令和4年4月15日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件 対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年 5 月 2 0 日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであり、 処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号に該当するとして不開示とす る原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、不開示とした部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会にて本件対象文書を見分したところ、不開示部分は、体育訓練

のモデルとなっている各被写体の個人の写真の顔部分であり、当該各部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討するに当たり、上記各部分を含む自衛官の顔写真を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書中の各被写体は、全て自衛官であり、防衛省・自衛隊においては、自衛官のうち将官(将補以上の階級の者を指す。)の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供しているなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分における被写体である自衛官は、かかる慣行のない佐官以下の階級の者であり、公表されていない者である旨説明し、これを覆すに足りる事情は認められない。

また、諮問庁から提示を受けた教範に関する訓令(防衛庁訓令第34号。昭和40年6月1日)6条によれば、自衛隊の教範は、部内の教育訓練を目的に作成されるものであって、当該教範の目的以外の目的のために使用してはならないと定めていると認められ、さらに、本件対象文書(写し)によれば、本件対象文書は、陸上自衛隊の部隊等における体育訓練指導のための準拠を与える教範として、本編を補足することを目的として作成された別冊であると認められる。

そうすると、当該不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないので、法 5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書口及びハに該当する 事情も認められない。

また、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について
- (1)審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(2))において、過去の同種の文書を開示する際、モデルの顔写真は不開示となっておらず、類似の情報が開示されていることから、当該情報は慣行として公にされている情報と解することができ、法5条1号ただし書イに該当する旨主張する。この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、審査請求人が主張する開示請求に係る対象文書については、当該主張のみでは事実関係が明らかではないものの、全部開示したのであれば、本来は法の不開示事由に該当する部分については、不開示とすべきであったと考えられる旨説明する。

これを検討するに、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、処分庁による別件開示決定があったとしても、直ちにその判断に拘

束されるということはできず、審査請求人の上記主張を採用することは できない。

- (2)審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号に該当す るとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該 当すると認められるので、妥当であると判断した。

## (第1部会)

委員 合田悦三,委員 木村琢磨,委員 中村真由美

# 別紙

- 文書 1 陸自教範 3 0 3 0 5 0 1 2 9 0 体育訓練 陸上幕僚監 部 平成 3 0 年 3 月
- 文書 2 陸自教範 3 0 3 0 5 0 1 2 9 0 体育訓練 別冊 陸上 幕僚監部 平成 3 0 年 3 月 (本件対象文書)

## 別表 (不開示部分及びその理由)

#### 不開示とした部分 不開示とした理由 個人に関する情報であり、これを公 本文の1頁ないし5頁, 13頁, 16 頁ないし20頁,22頁,26頁,2 にすることにより、特定の個人を識別 7頁, 29頁ないし32頁, 34頁な することができ、個人の権利利益を害 するおそれがあることから、法5条1 いし39頁,41頁ないし45頁,4 7頁ないし51頁,71頁,79頁, 号に該当するため不開示とした。 80頁, 82頁, 83頁, 85頁, 8 6頁, 88頁, 90頁, 106頁, 1 12頁,117頁及び135頁のそれ ぞれ一部